

令和 5 年

議会運営委員会記録

令和 5 年 10 月 18 日

和 光 市 議 会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和5年10月18日（水曜日）
午前 9時30分 開会 午後 0時02分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員 長	安 保 友 博 議員	副 委 員 長	鳥 飼 雅 司 議員
委 員	吉 田 武 司 議員	委 員	伊 藤 妙 子 議員
委 員	菅 原 満 議員	議 長	鎌 田 泰 春 議員
議 長	富 澤 啓 二 議員	副 議 長	小 嶋 智 子 議員
委員外議員	萩 原 圭 一 議員	委員外議員	赤 松 祐 造 議員

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	松 戸 克 彦	議 事 課 長	工 藤 宏
議事課長補佐	中 村 智 子	議事課副主幹	川 辺 聡
主 査	芹 澤 奈 美	主 事 補	加 藤 ゆらら

◇本日の会議に付した案件

特定事件7 議会だよりの編集・作成について
特定事件8 議長の諮問に関することについて
議会改革について
特定事件9 その他議会運営に関することについて
議会報告会について
ホームページのリニューアルについて

午前 9時30分 開会

○安保友博委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして副議長と2名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

なお、赤松祐造議員は、健診により途中退席されるため、欠席届が出ています旨、御報告いたします。

また、委員会進行の中で委員外議員からの意見聴取、発言の申出の許可は委員長に一任願います。

本日の案件は、特定事件7、議会だよりの編集・作成について、特定事件8、議長の諮問に関することについてとして、議会改革について、特定事件9、その他議会運営に関することについてとして、議会報告会について、ホームページのリニューアルについてです。

本日の資料を確認します。

本日の資料は、お手元に配付してあるとおりです。

初めに、特定事件7、議会だよりの編集・作成についてです。

お手元にわこう市議会だよりのNo.122の原稿を配付しております。

2回の編集事前打合せを経ました掲載内容について、事務局から全ページ一括して説明を願います。

芹澤議事課主査。

○芹澤議事課主査 おはようございます。

お手元のA3サイズ原稿、こちらは第1回の編集事前打合せで掲載内容を決め、第2回の編集事前打合せで追加、修正となった箇所が反映されたものとなっております。

この原稿を使用し、紙面の構成と、編集業者への修正指示が必要となる箇所について、表紙から最終ページまで通して御説明いたします。

なお、お手元のA4サイズ、カラー印刷の資料は、色の変更指示の確認用になります。

まず、7ページ、表紙、修正指示箇所、6か所について御説明いたします。

7ページの表紙の構成は、特集として「令和4年度の決算議案 市議会がチェック!」、 「9月定例会の主な議案」、「和光市議会のガイドブックができました」、「議会運営委員会の審査」となっております。

修正箇所について御説明いたします。

1か所目は、特集「令和4年度の決算議案 市議会がチェック!」のタイトルの中の議案名、「議案第74号 令和4年度埼玉県和光市一般会計歳入歳出決算の認定について他」の後ろの隅付き括弧の中を「認定（賛成多数）」に修正いたします。

2か所目、3か所目は、紙面左下「議会運営委員会の審査」の中になります。

本文2行目、「9月定例会において」の後ろに句読点を追加いたします。

また、イラスト、和光市旗のポール先端の色をグレーに修正いたします。

4か所目、5か所目、6か所目は、紙面右下「9月定例会の主な議案」の中です。

まず、議案第68号の説明、2つ目の見出し「安全な通行確保のため街路樹の整備等を実施」の中の本文2行目、「円滑な通行を確保し」の後ろに句読点を追加いたします。

また、意見書第1号のタイトル2行を1文字分左に詰め、議案第73号の内容との差別化を図ります。

続いて、意見書第1号の説明について、指示どおり本文を追加いたします。

次に、8ページ、修正指示箇所、3か所について御説明いたします。

8ページの構成は、9月定例会での一般質問で、各議員が取り上げた質問とそれに対する執行部の回答、その他に質問した内容が掲載されております。

なお、第2回の編集事前打合せで決まりましたとおり、各議員の記事のタイトルから「問」という漢字1文字を削除している状態です。

修正箇所について御説明いたします。

1か所目は、内山恵子議員の保健福祉部長の答弁3行目、「住宅築年数」の後ろに平仮名の「の」の1文字を追加いたします。

2か所目は、萩原圭一議員の企画部長の答弁3行目、「モニタリングで」を「モニタリングなどで」に修正いたします。

3か所目は、岩澤侑生議員の総務部長の答弁1行目、「ポスターに掲示よる」を「ポスター掲示による」に修正いたします。

4か所目は、待鳥美光議員の子どもあんしん部長の答弁1行目、「児童を」を「医療的ケア児も」に修正いたします。

5か所目は、松永靖恵議員の保健福祉部長の答弁3行目、「目指していきます」を「目指します」に修正いたします。

次に、9ページ、修正指示箇所、1か所について御説明いたします。

9ページの構成は、「一般質問」、「TOPICS」、「常任委員会の審査」になります。

修正箇所について御説明いたします。

1か所目は、一般質問、安保友博議員の記事のタイトル1行目、「下すべき」を「下ろすべき」に修正いたします。

次に、10ページの修正指示箇所、5か所について御説明いたします。

10ページの構成は、「議案等の採決結果」、「和光市議会議員 政治倫理審査会を設置」、「12月定例会の開催予定」、「聴覚・視覚障がいのある皆さまへ」、「臨時会・定例会の審議結果」です。

修正箇所について御説明いたします。

1か所目は、「和光市議会議員 政治倫理審査会を設置」の中のイラストを会議をしている

様子に変更するよう指示いたします。

2か所目、3か所目、4か所目は、「12月定例会の開催予定」内です。

7日、「予算決算総務環境分科会」の後ろの「・」、また8日、「予算決算文教厚生分科会」の後ろの「・」を削除いたします。

また、「市政に対する一般質問」の一文を、上下の横罫線に対して縦中央にそろえるよう指示いたします。

5か所目は、紙面最下段、右端の記事になります。「本会議ライブ中継・録画配信」に掲載されている検索エンジンの検索ワード、「和光市議会」の後に、スペースを1文字追加いたします。

全ページの修正に関する説明は以上となります。

○安保友博委員長 事務局の説明が終了しました。

ただいまの説明について御意見があればお願いします。

菅原委員。

○菅原満委員 7ページの議会運営委員会の審査の中のイラストで、国旗と市旗をクロスでやっているのですが、これは普通に国旗と市旗を並べるイラストには変えられないのでしょうか。

というのは、国旗と市旗の位置づけで、これでいいのかどうか私自身としては判断できないので、国旗と市旗を並べていいのかどうか。並べるならば、クロスでなくやったほうが良いように私は思います。

○安保友博委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 先ほどの菅原委員の国旗のイラストの部分については、以前、国旗の掲揚について、内閣府にどのような形の掲揚の仕方がよろしいのかを聞いたところ、基本的には、日本国旗は向かって左側にある状態、市旗とかそういったより位が低いところについては、右側に置くというのが正式といたしますか、決まりはないんですけれども、慣例として行っているところになります。

国旗をクロスしたりというのは、恐らく規定としては結構難しいのではないかと思いますので、そこは少し検討していただければと思います。

○安保友博委員長 赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 ぱっと見ると、もうちょっと上に国旗を置いて、下に市旗を置いて、もっと大きく見やすくしたほうが良い。クロスしていると、何かイベントのような感じで、ちょっと遊びの気持ちが入っている、これは私の主観です。場所が結構広いから、上に、写真か何かでしっかり撮って、きっちりとした形で入れたら、2段に載せるとかね。横だと小さくなっちゃう。左に日本の国旗、市旗を見ると、上下に置いたほうが、大きくデザインされるんじゃないかなと思います。

○安保友博委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 私もスペース的に縦長方形に空いていますので、きれいに額に入れたような

感じの上に日本国旗、そして下に市旗という形で、上下に並べてもいいのかなと思います。

○安保友博委員長 赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 まだ和光市民で和光市の市旗といっても知らない人がほとんどだと思うんです。ここに並ぶから、国旗はあるけれども、和光市旗を下に、小っちゃくね。余裕があれば、和光市旗のデザインは小っちゃくしてもいいと思う。ワンフレームで入れるとか、もしそれを載せたいのであれば、場所はね。

○安保友博委員長 菅原委員。

○菅原満委員 イラストで載せるというのは決まっていた。ここはスペースが広いですし、ここできちんと決めないといけないので、細かい修正というのは、もう時間的にも難しい。先ほど伊藤委員からもあったように、国旗をやや左上へ、市旗をやや右下で、縦スペースを上手に使っていただく形で、ここでは国旗、市旗を掲揚することを求めるとある。国旗と、もう一つあれば、市旗というのは分かるし、いろいろなイベントでも市の旗は使われているので、市民の方でも知っている方は多くいらっしゃると思う。その辺はスペースの使い方で、あまり難しくない調整でできるならばという考えですけれども、いかがでしょうか。

○安保友博委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 実際に編集をお願いしているわけではないですか。そのときに、前回、国旗をつけたらと言ったけれども、イラストでとお願いされていると思うんです。今回も依頼したときに、伊藤委員が言ったように、国旗と市旗に分けたほうがいいのか、イラストで菅原委員が言うように、ちょっと差をつけることは可能なのか。実際お願いするほうとしてどうなのか聞きたいと思います。

○安保友博委員長 芹澤議事課主査。

○芹澤議事課主査 イラストにつきましては、今回、作成をお願いしたところであります。確認をされている内容、こちらのポールと先端の丸い部分を取ることは可能です。

国旗の部分をレイアウト的に上下にそろえる、または右と左にそろえるというような内容については可能です。

○安保友博委員長 菅原委員。

○菅原満委員 今までも論議してきた内容なんですけれども、時間的にできる限り修正ができる部分、範囲でやっていただければと思います。せっかくこういう形で作っていただいたので、とても見やすくいいとは思いますが、せっかくスペースがあるということもあるので、できる範囲で工夫していただいて、先ほど鳥飼委員が言われたのと同じです。

○安保友博委員長 休憩します。（午前 9時45分 休憩）

再開します。（午前 9時46分 再開）

吉田委員。

○吉田武司委員 市議会だよりなので、国旗と市旗だけだと、ちょっと堅くなって意味が分からなくなるので、もしできたら、わこうちとさつきちゃんを利用して、旗を持たせるという

ようなイラストができればいいのかなと思うんですけども。

○安保友博委員長 芹澤議事課主査。

○芹澤議事課主査 御意見を今伺いましたところなんですけれども、現在、こちらのほうでわこうっちが国旗を掲げながら走っているイラストがあるのかというのは私のほうで確認はできません。そうすると、和光市旗のほうは、イラスト、わこうっちかさつきちゃんというのかどうかというのも確認ができないというところで、今回、2校でもありますので、できれば、こちらの中で確定した段階で固めていただいて、2校の修正が終わった後、議会運営委員会の委員長、また議長に確認して、最終決定したいと思っております。

○安保友博委員長 赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 横の文を読むと、市民の負託を受けて議場で論議をしている。国旗と市旗、緊張した議論ができるところに、持って走っているというのは緊張ではないです。やはりある程度線を引いて、格調的な表現をして合わせないと、ある時期が来たら、国旗を持って走るのはいいけれども、やはりわこうっちが旗を持つと、議場の格調、緊張の雰囲気はどうも軽くなってしまう。世代のジェネレーションギャップがあるかも分からないけれども、ここは議場だから、そこに国旗を置いて、当初の意見は、緊張した議場の雰囲気を出そうとここに書いてあるじゃないですか。わこうっちとかは、それはイベントの雰囲気ではいいかも分からないけれども、ここには僕は、私の主観ですけども、ふさわしいとは思わない。ただ国旗を置くだけでいいんじゃないですか。

○安保友博委員長 菅原委員。

○菅原満委員 いろいろな案も出ているんですが、今日この場で決定しなくてはいけないということ、大きな修正が難しいこと、デザインを作っていたらということ踏まえると、私も本来、国旗と市旗、団体、その他の旗の位置づけということでお話ししましたけれども、このデザインでいくということ、あるいはポールを離して、クロスではなく、それぞれに国旗がこういうふうについているという形に調整ができるのかどうかを調べていただいて、それぞれに旗を立てているという形になるので、あまり複雑な修正でなく、かつこのスペースを使ってできる形で、その辺が難しいということであれば、原案のまま構わないということです。いろいろ申し上げて大変申し訳ありませんでした。

ただ、国旗とほかの旗の位置づけというのは、儀礼上、いろいろと決まりというか、基本があるようですので、その辺、事務局のほうで御検討いただいて、お願いできればと思います。最初にお話しした観点でお願いいたします。

○安保友博委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 菅原委員の意見をお聞きして、そこまでこだわって並べ方は考えなくてもいいのかなと思いますので、調整できる範囲で調整していただくということでもいいかと思います。

○安保友博委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 その調整が難しいから、自分もこの原案のままでいったほうがいいと思うん

です。調整といっても、どこをどう調整するかというのもまとまっていないし、それを事務局にお願いするといっても、事務局としても、具体的にどういう調整が必要かというのを言ってもらわないと、直すほうも大変だから、自分はこの原案のままでいいと思います。

○安保友博委員長 赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 そんなに難しく考えなくても、デザインなんか時間をかけ過ぎているよ、僕から見ると。この程度だったらすぐ出来上がるものなんですよ。

ここでこんなに議論しなくても、事務局に任せます。デザイナーにやってくださいと言えば、そんな難しい問題じゃないですよ。

○安保友博委員長 今までの議論をぜひ振り返ってもらいたいですけれども、今、分けるとか、高さを変えろとか、クロスするだとか、いろいろな話が錯綜しているわけです。それで、あとは事務局に任せますって、そんなやり方はないので。

吉田委員。

○吉田武司委員 私は、菅原委員が提案したイラストがクロスじゃなくて分けられれば、それでいくということと、できなければ、このまま原案どおりでいいかと思います。

○安保友博委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 私も吉田委員と菅原委員と同意見でして、時間的な猶予を考えたときに、クロスするというのは、やはりできれば避けたいという認識で、できれば、それはそうしていただいて、もし時間的な猶予がない場合は、原案のまま進めていただくというのが、私の意見になります。

○安保友博委員長 感想で言うと、卓上にミニチュアを置くときには、この形は普通にあるので、だから、これがおかしいという認識は、多分、主観的な問題でしかないもので、これがおかしいわけじゃなくて、このイラストどおりで何の問題もないというのが私の認識です。

だから、それを分けて別々に旗を載せたときには、デザインが大きく異なってしまうので、それがいいか悪いかという話は、次出てきたときにこんなはずじゃなかったと絶対出てくるので、それについてもう一度、本当にこれを修正すべきなのかということだけ決めていきたいんですけれども。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 一応、国旗をどうするかとか、市旗をどうするかという正式な規則というのは確かにはないんですよ。ただ、慣例上、向かって左側に国旗を置き、右側に市旗を置くという形で掲揚するというのが、基本的には内閣府とかでも想定される慣例になります。

今回、市議会で掲揚する在り方は、恐らくその形をのっとるようになると思うので、例えば議場で掲揚する場合に関しては、真っすぐ、クロスしたりとかせずに、左側に国旗、右側に市旗という形になります。それを今回の市議会だよりでもするのかどうかということ、あくまでもこれをイラストと考えて、モチーフみたいな形でイメージがつけばいいとするのか、それとも、議場ではこういう形で掲揚されますというような意味合いを持たせてやるのかどうか、こ

ここに論点があるんじゃないかと思います。

○安保友博委員長 休憩します。(午前 9時56分 休憩)

再開します。(午前10時00分 再開)

菅原委員。

○菅原満委員 先ほどからいろいろとお話が出ていますけれども、修正するとなると、また事務局のほうでいろいろな案を考えなくてはいけないという御指摘も先ほどからありました。時間も押しているので、原案のままで今回はいくということで、私はそれでよろしいと思います。

○安保友博委員長 今、菅原委員から、当初、変えたほうがいいんじゃないかという意見から始まって、皆様からいろいろな意見いただきましたけれども、最終的に提案者の発言として、このままでいくのでいいのではないかという意見が出ました。皆さんいかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、原案のままでお願いいたします。

ほかに御意見はありますか。

〔「なし」という声あり〕

ほかに御意見がありませんので、修正については、このとおりとしたいと思います。

なお、8ページ、9ページの一般質問ダイジェストにおきまして、今号から、タイトル中の「問」の文字は削除し、タイトルの文言については、質問内容の趣旨を踏まえて、会議録から大きく外れない範囲内で、議員各自が考えて作成するというところでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

それでは、事務局においては、ただいまの意見のとおり進めてください。

次に進みます。

特定事件9、その他議会運営に関することについてとして、議会報告会についてです。

受付案内担当が作成した参加者名簿、次第及びアンケートの案と、予算決算常任委員会委員長、総務環境分科会長及び文教厚生分科会長が作成した説明資料の案をお手元に配付しております。

これらを当日使用する資料等としたいと思いますが、御意見のある方はいらっしゃいますか。

菅原委員。

○菅原満委員 意見交換会のグループ割り振りのところで、記録・メモの担当の方が入っているのですが、1人だとなかなか大変だったので、サブということではないですけれども、他の方も来られるでしょうけれども、複数で記録・メモというのをやっておいたほうが、後々確認したりするのに、記録を保存することがあると思うんですが、複数でやられたほうがいいのかという気もしますが、いかがでしょうか。

○安保友博委員長 今、意見交換会の記録・メモについて、担当者が各グループごとに1人ずつとなっているのを複数にしたほうがいいのではないかという御意見がありました。

これについて意見のある方がいらっしゃいましたら、お願いします。

菅原委員。

○菅原満委員 複数というより、補助という形で取ってもらうというのがいいのかなと。

○安保友博委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 確認なんですけれども、この記録・メモというのは、例えばその話し合った内容をまとめて、どこかに報告することを目的としているメモの記録になるのでしょうか。どういう形の報告で使うようになるのでしょうか。

○安保友博委員長 これについては、先日の市民からの意見の中で、どういう意見が出たのが公開されていないという指摘があって、次回の議会報告会からは、出た意見を全て公表しますということを議会として答弁していますので、これに関しては、出たものを全部列挙して、最終的にはホームページに掲載するという事です。

中村議事課長補佐。

○中村議事課長補佐 事務局から補足で説明させていただきます。

開催要領の2ページ目の下の部分になるんですけれども、役割分担中の意見交換会のイ、記録・メモというところを見てください。まず、意見交換会の内容をICレコーダーで録音していただいて、要点筆記等を当日行っていただく。意見交換会終了後、ホームページに公開する意見交換会の原稿を作成するとありますので、確かに菅原委員のおっしゃるように、文字起こしからホームページに公開する原稿を作成するまでの担当がお一人だと負担が大きいかもしれません。

○安保友博委員長 赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 聞き漏らしとか、助言をもらうという感じで、相談できるような形でサブがいたほうがいいと思います。

○安保友博委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 実際、記録の担当は非常に多くて、ずっと続いていたんですけれども、逆にサブの人がいても、何をやってもらうかというのは思い浮かばなくて、実際に自分が記録していたときは、ICレコーダーをひたすら聞いて、その意見をパソコンとかに打ち込んで要約筆記をして、筆記したものをそのまま提出するだけなので、そこにサブがいても、ICレコーダーをつけるつけないとか、そういうところをやってもらうのか。自分の中のイメージで、サブをつけたとしても、どういうところを手伝ってもらうというのがよく分かりません。

○安保友博委員長 赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 サブの人がいれば、次のときに、そのサブの人が主もやれるわけです。伝承することも考えて、一人で全部やってしまったら、もう職人みたいになっちゃうから、そうでない形が僕はいいと思います。

○鳥飼雅司副委員長 議事を委員長と交代します。

安保委員。

○安保友博委員 私も記録・メモという担当ではなかったんですけども、ユーチューブでまとめていたときに、動画の編集が100%、1人だったんですよ。その中の一番最後のところに、出た意見とアンケートに書かれたことを全部1人で載せたんです。でも、できるので、それを今、鳥飼委員が言ったように、サブがいたとして、その人に何をやらせるのかとなるので、これはICレコーダーのボタンを押し忘れがないかとかというチェックだったり、それは別に係の人じゃなくたって誰でもできる感じなので、今回は担当の方にやっていただいて、自分の担当のところを出たものについては、別に編集なんか必要ないので、その出た意見をそのままどんどん列挙していただいて、それを原稿に載せれば、それでいいですという話であれば、もうこのままでいいのかなと私は自分の経験上思いました。

○安保友博委員長 議事を副委員長と交代します。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 ICレコーダーとかの記録のやり方になるんですけども、菅原委員がおっしゃることは、恐らく1人当たりの負担が一番大きいのが、記録・メモの係なのかなと思います。

ただ一方で、作業を分けるとしても、事実上難しいのかなとも、皆さんのお話を聞いています。だから、今後は、例えば記録・メモを前回やった方は、次回はほかの方に任せるといような持ち回りのほうが、運営上は楽なのかなと思います。

○安保友博委員長 吉田委員。

○吉田武司委員 この記録・メモを担当する方は、記録・メモに専念しちゃうと、意見交換会で発言の機会がなくなっちゃうのかなって思うんです。だから、私の場合は、新形態になっているので、ある程度一緒に記録させてもらってもいいかなと思いますけれども、そういう手助けをするような、みんなが協力してやるので、そういう心がけでやっていければいいのかなと思います。

○安保友博委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 私と齋藤議員が記録・メモになっているのですが、今の吉田委員の御意見はありがたいと思います。サポートしていただければ、何とか頑張っていけるとおもいます。

○安保友博委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 ICレコーダーはずっとつけているんです。つけたり消したりしないで、ずっとその時間はつけているから、発言の機会が奪われるということは全然ない。ただ、一番困ったのは、声が小さく、もによもによしゃべる人の文字起こしがすごい困るので、一番初めの部分で、大きな声で発言してくださいぐらいの注意をすれば大丈夫なんじゃないかなと、今までやってきた経験で、そういう感じです。

○安保友博委員長 意見をまとめたいと思います。

担当の分担ということで、これに書いてある担当の人がどれだけやって、ほかの人はしないというのではなくて、必要があれば周りでサポートしていく。あくまでも要綱としては、この

担当としてはこれぐらいにしておきますよということで、現行どおりいくということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

そのようにお願いいたします。

ほかに御意見はありますか。

〔「なし」という声あり〕

ほかに意見がありませんので、議会報告会については以上となります。

次に進みます。

ホームページのリニューアルについてです。

9月19日に議長から、ホームページのリニューアル及び新ホームページへの移行方針、市民からの要望について説明があり、各会派へ持ち帰り検討をお願いしたところです。

議事課では、令和元年以降に作成したページは、過去5年間の情報を保持するというので、新ホームページへ移行する方向でリニューアルへの準備を進めているところですが、ほかに新ホームページへ移行したほうがいいと思われるページや、逆に、掲載の必要性が低く削除してもいいと思われるページ、また市民から要望があった議会基本条例関係のページをどうするかなど、各会派から御意見を伺いたいと思います。

休憩します。（午前10時15分 休憩）

再開します。（午前10時18分 再開）

緑風会、吉田委員。

○吉田武司委員 緑風会といたしましては、学校建設等特別委員会については今、中学校建設について議論になっているので、これは残していただきたいと思います。

また、和光市議会基本条例（案）がまとまりましたというところから、和光市議会基本条例（案）報告会を開催しました、和光市議会基本条例（素案）の説明会を開催しましたというところで、議会基本条例はやはり大事なところなので、残していただきたいと思います。

そして、いろいろホームページから削除されると見られなくなるというところがあったと思うんですけども、国立国会図書館が運営するインターネット資料収集保存事業（WARP）のホームページでは、2010年以降、3か月に一度程度ごとに市のホームページが保存され、過去のホームページを閲覧することができます。この案内のページを作って載せていただければ、削除したところも国立国会図書館から見ることもできるので、それを載せていただきたいと思います。

○安保友博委員長 公明党、伊藤委員。

○伊藤妙子委員 公明党としましては、議会基本条例の関係のページについては、今、吉田委員からもあったように、案がまとまったというところから開催まで残していただく。また、国立国会図書館のインターネットの情報の案内を載せていただけたらと思います。

○安保友博委員長 日本共産党、鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 日本共産党としても、今回の趣旨、ホームページを見やすくする、また、大きい容量を少なくしていくことを目的として始まったことだと認識しています。

その中で、移行して残したほうがいいところは、市民からの意見とかもあつたんですが、基本条例と学校建設等々というところは、緑風会と公明党も言っているように残したほうがいいと思います。

今まで残していたものを大分削減して、削っていく必要もあるんじゃないかと思うので、緑風会と公明党に賛同します。

○安保友博委員長 新しい風・希望、菅原委員。

○菅原満委員 うちも同じで、学校建設は全員でやっているので残しておいたほうが、国会図書館のページにいけば見られるというのがありますけれども、市の議会のホームページですぐ見られるほうがいいのかないかなということです。

それから、基本条例については残しておいていただければと思います。

あとは、国会図書館、検索がありますけれども、そちらへ移って見るという案内をしておいて、当然これは市というか、執行部側でもやるのかと思いますけれども、議会としてもやっておいたほうがいいと思います。

それと、議長報告だとか決まり事だとかについて、4年でどんどんローリングしていくとか、その辺について、今後の課題として議会のホームページにどういうふうに掲載していくか、掲載について検討していければと思います。

○安保友博委員長 国民民主党・日本維新の会、鎌田委員。

○鎌田泰春委員 緑風会と一緒に、学校建設等特別委員会と、あとは議会基本条例、それら併せて関わるものについては残しておくべきと考えます。

○鳥飼雅司副委員長 議事を委員長と交代します。

やさしい未来へ歩む会、安保委員。

○安保友博委員 おおむね皆さんから出た意見に賛同いたします。

今後のホームページの在り方については、ある程度の指針を示したほうがいいのかと思うんですけども、それを考えたときに、当会派としては、まず原則として5年間載せるということで、5年たったら、それより増えるものについては、順次消していくという話でいいかなと思っています。

ただ、先ほど来あるように、議員と市民からこれについては残しておいてほしいという要望があつたものに関しては残す。それから、5年たったとしても、その案件が完全に解決したとか、もう既に過去のものとなったとは言えないもの、例えばそれに関する訴訟が継続中だったりとか、その案件として本当に終わったとは言えないようなものについては、5年に関わらず残す。その案件が終了したということを全ての議員が判断できるようになったときには、原則どおり5年たったら削除しますという形でもいいかなと考えます。

○安保友博委員長 議事を副委員長と交代します。

オブザーバーから御意見がありましたら伺います。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 今、さきの会派の方、また議会運営委員会の委員長が言ったことにおおむね賛同します。

付け加えるならば、これからいろいろなニュースが出ても、それに掲載期間を5年にするのか、5年も置かなくていいものであれば、このレベルは掲示期間を1年にするとか、自動的にニュースも議会判断だとかそういうのは取り除く、掲載期間が決められれば、自動的に浄化していくわけだから、そういうのも今後、検討をお願いしたいと思います。

○安保友博委員長 萩原圭一委員外議員。

○萩原圭一委員外議員 5年を目安とされているようなんですが、議会は過去からの経過が重要だと思うので、10年ぐらいは残すべきなんじゃないかと思っています。

○安保友博委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 先ほどからあるように、今の議論で言うと、今回、新ホームページに移行するかどうかをまず決めるということで、この中で残しておくべきことについては、結構議論がまとまっていたと思うんですけども、先ほど萩原議員とか安保委員からもありましたように、これから新ホームページを運用していく中でどういう方向性に持っていくかということについては、別途、議論が必要かとは思いますが、あくまで今回は、この紙の中の部分に論点を集約させたほうがいいのではないかと思います。

○安保友博委員長 まとめていきたいと思いますが、新ホームページへ移行すべきページということでは、今、委員の皆さんから提案されたものについては残す、それ以外については5年を過ぎたものに関しては削除するというか、移行しない。ただし、国のWARPで全て見ることができるということを明記するというので、ホームページについて、議会としてはそういう形にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのようにします。

事務局においては、ホームページのリニューアルに向けて担当課との調整等をよろしく願いします。

ホームページのリニューアルについては以上となります。

休憩します。（午前10時27分 休憩）

再開します。（午前10時40分 再開）

ここで、先ほどの議会だよりの日の丸と市旗の件について、事務局から補足がありますので、よろしく願いします。

工藤議事課長。

○工藤議事課長 先ほどの議会だよりの国旗と市旗の掲揚の関係ですが、こちら実は市のほうで、和光市旗の細部取扱要領というのが平成15年9月30日に市長決裁を取っております。その

認識といたしましては、市旗掲揚の方式として、屋外に掲揚する場合の方式につきましては、庁舎等に向かって左に国旗を、右に市旗を掲揚する。また、国旗と市旗を交差するときは、国旗のさおは向かって手前とするという要領がございます。したがって、ただいま議会だよりに掲載している図については、この要領に沿った内容となっておりますので、問題ないと認識しております。

○安保友博委員長 よろしくお願ひいたします。

それでは、次に進みます。

特定事件8、議長の諮問に関する事柄についてとして、議会改革についてです。

協議する順番を示した資料を9月19日の会議で配付したところです。

本日は、これから2時間程度で、項目1番から順に、提案会派からの説明をいただいた上で協議することとしていますが、初めに、進行の基本的な考え方を整理したいと思います。

直近の議会改革では、1回の討議は90分をめどとし、提案者の説明では論点を明確にもらい、それを中心に議論をしていく。時間内でまとまらず、次に整理して改革方針が全会一致でまとまる場合を除いて、協議の持ち越しは1回までとし、2回目で合意が得られなければ現状維持として、今期の検討事項から外すと決めておりました。

今回はどのように進めていくのがよろしいか、御意見があればお願ひしたいと思います。

なお、全会一致の部分の確認ですけれども、これは議会運営委員会の委員の全会一致という認識でお願ひしたいと思います。

進め方について御意見があればお願ひしたいと思います。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 全会一致の部分なんですけれども、それは議会の規則で決まっているという認識ですか。

○安保友博委員長 申し合わせで、議会通念に関する事柄なので、全会一致でやるのがふさわしいということで、これまでそういう形でやってきました。

吉田委員。

○吉田武司委員 議会改革に関してなんですけれども、ある程度優先順位が決まっていると思うので、その優先順位で1回の議会改革、議会運営委員会で2つか3つぐらいテーマを決めてもらって、あとはある程度、月に何回とか日程を決めて、議会改革の議論を進めていければと思います。

○安保友博委員長 確認したいんですけれども、これまでの話の中で、議会改革については、まず全員から出していただいて、それに優先順位を今回、ナンバリングしたことによってつけました。実際に話をしてみないと、それがすぐ決まることなのか、決まらないことなのか、問題点がどこにあるかというところが明らかになっていないので、まずは1回通してそういうふうやってみて、積み残したものについては、具体的に日程を決めて、それを計画的にやっていくという話もありました。なので、まず今の段階では、やれるところまでやるという形で進

んできたという認識でいるんですけれども、それについてはそれでいいのか。

それと、実際に計画的にやるのであれば、日程の決め方とか、それらについても御意見があればと思っております。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 私の認識も安保委員と一緒にです。

9月6日の議会運営委員会で配付されたナンバリングの部分をもどの順番でやっていくのか皆さんで議論した上で、その中で懸案事項として、例えばすごく時間がかかってしまって翌年に積み越しちゃったりすると、それはよくないよねという話で、1回議論してみて、それで例えば時間がかかりそうだというものについては、1回通した後に、もう1回、再度提案するというような形の進め方で、2時間でできる限りさらって行ってやっていくというところだったかと思うので、そういった形で運用していただくほうが、今までの議論からそれないですし、積み残してしまうことがないんじゃないかと思います。

○安保友博委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 皆さんも多分分かっていると思うんですけれども、この議論をするのが、例えばナンバー1、2、3、4と順にやっていきますよね。議論したものをまず1回、会派に持ち帰ってどうなのかと意見を聞いて、次のときにこういう意見が出ました、会派ではこうなりましたって、そこで採決を取って、また次というふうに進んでいくから、今日やったことが決まるのは、次回、次々回とかに、それがぐるぐるローリングして進んでいくので、できる限りコンスタントにやっていかないと、相当時間がかかっていくというのは、今日議論して、今日決めるという話ではないので、そこら辺の認識を含めて進め方を考えていかなければいけないんじゃないかなと思うんですけど。

そういうふうな進め方だから、大体2こまとなると、今回、27個とかあるから、でも、1個のやつがじゃない。3こまとか4こまだと、大体9分割ぐらいでできるかな、それが27回とか。

○安保友博委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 相当時間がかかっちゃうので、できる限り2時間でやっていきたいと思います、多分、計画的にやっていくと、5分ですぐ終わるものもあれば、1時間半、2時間以上かかるものもあるので、取りあえずぱっとさらうというのが決まったことだと思うんです。

○安保友博委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 そこら辺のイメージがちゃんと分かって言っていればいいけれども、初めての人だったり、議会運営で議会改革をやっていたときは、そういうふうに進んでいったので、そこら辺の認識は共通認識にしておきたい。

○安保友博委員長 1回通してやってみて、ある程度皆さんの中でイメージが湧くと思うので、それに応じてすぐ決まりそうなものは今回やりましようとなるかもしれないし、これはちょっと重いテーマだから、次回はこの1本でやりましようとなるかもしれない。それを見極めるための、今日、委員会の協議だったので。また、今日話してみて、全会一致になるようなものが

あれば、それはそれで終わりということでもいいので、そういうことも含めながらやっていきたいと思います。

それから、これも意見ですけれども、これまでのやり方としては、議会改革でやりますよということを、これをやってほしいというのを出してもらって、既に締め切っているのでも、新たに出してもなかなか通らないという話は今まであったかと思うんです。今期に関しては、議会改革というのもスピード感を持って、またそのときの課題を解決してということでやっていかなければいけないと思います。今ここに出ているもの以外で何か気づいたことがあって、これも議会改革でやるべきだというものがもし今後出てくれば、そのとき随時言っていただいて、この後に追加していくという形でいいのかなと思いますので、その点も御留意いただきながらやっていただきたいと思っております。

まとめます。進行については、おおむねですけれども、まず2時間の枠で、通しでやっていく。それが終わった後に、次回以降、どのように議論を図っていくのかということの日程を含めて協議をして決めていくという流れでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのようにいたします。

また、協議する順番についてですが、1つ提案がありまして、12番の議場における国旗及び市旗の掲揚についてなんですけれども、9月定例会で本委員会に陳情が付託されて、採択されていますので、これをまず最初に1番として取り扱いたいと思います。それ以降については、この順番どおりとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにさせていただきます。

それでは、早速ですけれども、議場における国旗及び市旗の掲揚についてです。

提案会派から説明をお願いします。

国民民主党・日本維新の会、鎌田委員。

○鎌田泰春委員 陳情でもありましたけれども、朝霞4市、朝霞市、和光市、志木市、新座市において、まだ現状、和光市では掲揚ができていないというところで、いわゆる議場をしっかりと日本国として、より発言の機会というのを明確に持って進めていくということが私は必要なことだと思っております。

先ほどから議論が上がっておりましたが、並べ方とか、いろいろな意見が出たかと思いますが、正確に確認したところ、内閣府の位置づけであれば、日本国旗が向かって左側、右側に和光市旗を置くというような形が想定されます。県の旗を掲げる必要があるんじゃないかという意見も出たんですけれども、そちらについては埼玉県に確認したところ、基本的には必要ないということになります。あくまでも県旗というのは、県のセレモニーが行われたりとか、県庁舎に置くものと条例で位置づけられており、市役所や市の議会等に置くというのは想定されていないということで回答をいただきましたので、あくまでも日本国旗と和光市旗という形で掲

揚することが想定されるかと思いますので、ぜひ議論いただければと思います。

○安保友博委員長 以上で提案説明が終了しました。

提案内容について質疑があれば挙手を願いたいと思います。

〔「なし」という声あり〕

質疑がありませんので、それでは、改革案に対して改めて各会派の意見をいただきたいと思
います。

緑風会、吉田委員。

○吉田武司委員 議場における国旗及び市旗の掲揚については、ほとんどの市議会で上げてい
ますので、今回、陳情にも出ましたけれども、上げるのは相当だと思っております。

○安保友博委員長 公明党、伊藤委員。

○伊藤妙子委員 公明党としましても、国際化する世界の中で、私たちも日本として誇りを持
っていくということで、陳情にもあつたとおり、私たちもこの国旗を掲げるということ、また
市旗も掲げ、しっかり議場に設置していくことについては賛成です。

○安保友博委員長 日本共産党、鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 日本共産党としましては、陳情に対して不採択という立場を取りました。国
旗と市旗を掲揚するという事で採択されたので、それ以上は何とも言えないんですけども、
立場として、やはり日本政府と和光市という行政の在り方というのは、必ずしも国に言われた
ことを市が実際にやっていかなきゃいけないとも限らないし、ましてや、国と市の意見が食い
違う場面も今後出てくると思うんです。そこら辺の認識をしっかりとって、市民のために市政
運営をしていくという立場で国旗掲揚という部分に関しては、市民の方から陳情が出たとい
うことで、それに対しては真摯に受け止めるべきだろうと思えます。掲揚に関しても致し方ない
というか、掲げるという方向は理解しますけれども、議員1人1人の気持ちとしては、そうい
った対立が起こったときに、しっかりと考えていかなきゃいけないというところは認識してい
ただきたいなと思えます。

○安保友博委員長 新しい風・希望、菅原委員。

○菅原満委員 去る9月定例会で採択されていますので。

○鳥飼雅司副委員長 議事を委員長と交代します。

やさしい未来へ歩む会、安保委員。

○安保友博委員 私としましても、市民からの陳情が出されて、議会でそれを採択するという
ことで決定しておりますので、可及的速やかに掲揚すべきだと思います。

○安保友博委員長 議事を副委員長と交代します。

オブザーバーから御意見がありましたら、お願いします。

萩原圭一委員外議員。

○萩原圭一委員外議員 私個人の考えで言いますと、議場で自由な意見を交わすためには、議
場はなるべくシンプルなほうがいいと思っています。なので、国旗は掲揚する必要はないと思

っていますが、多数決で決まったことなので仕方がないなと思います。

○安保友博委員長 各会派から御意見を伺いました。

先ほど申し上げましたが、9月定例会では陳情を採択しておりますが、議会運営委員会として意見をまとめたいと思います。今出た意見としましては、全会一致になったという認識なんですけれども、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのように決したいと思います。

全会一致を見ることができましたので、議場における国旗及び市旗の掲揚については、12月定例会からの実施に向けて準備していくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

休憩します。（午前11時00分 休憩）

再開します。（午前11時30分 再開）

次に進みます。

これより、項目12番を除き、1番から26番まで順次、提案説明、質疑及び協議を行います。

初めに、項目1番、パソコン等電子機器の持込みについてです。

提案会派から説明をお願いします。

○鳥飼雅司副委員長 議事を委員長と交代します。

やさしい未来へ歩む会、安保委員。

○安保友博委員 パソコン等電子機器の持込みについてです。委員会、本会議においてパソコン等電子機器の持込みを現状では試行的にという形になっているんですけれども、それから何年もたち、パソコンやタブレット等について、またスマートフォンについても、調べものをするという範囲においては、使うことが当たり前になってきている世の中ですので、試行的なものを正式化するというところで先例集の変更をしていただきたいと思います。とっております。

○安保友博委員長 議事を副委員長と交代します。

以上で提案説明が終了しました。

提案内容について質疑があれば挙手願います。

吉田委員。

○吉田武司委員 今の提案なんですけれども、テーマ21、ICT化というところで掲げていまして、確認事項のところ、令和6年度に執行部で導入予定ありというところがあるので、ここを踏まえて検討したらと思いますけれども、いかがですか。

○鳥飼雅司副委員長 議事を委員長と交代します。

安保委員。

○安保友博委員 今いただきました御意見なんですけれども、ICT化に伴ってタブレットを導入するとか、そういう話というのは、これは実際、執行部で導入予定があって、それが議会にく

るかかどうかというのは、また次の話だと思うんです。今回のパソコン等電子機器の持込みに関しては、あくまで、今までは紙ベースのものしか持ち込めなかったということがあって、ただ、時代に即して、パソコン等を持ち込んで記録を取ったり、調べものをしたりということに使うことがあったので、具体的に言うと、委員会の審査のときに、より細かいデータで執行部からもらったものをここで閲覧しながら質疑をすとか、そういう関係だけれども、そういうものを今までは試行的にやるという話だったものを正式化するというだけの内容なので、具体的に議会としてタブレットを導入しましょうとか、そういう話とは分けて考えていただければありがたいと思っております。

○鳥飼雅司副委員長 吉田委員。

○吉田武司委員 今のお話で、今、試行的にやっているということで、それを正式化するということでよろしいのでしょうか。

○鳥飼雅司副委員長 安保委員。

○安保友博委員 そのとおりです。試行的にやっていて、今特に問題なく運用されていますので、年数もたっているんで、ぜひともそれを正式化するという事です。

○安保友博委員長 議事を副委員長と交代します。

この改革案に対して各会派の意見を伺いたいと思います。

緑風会、吉田委員。

○吉田武司委員 委員会、本会議でのパソコン等電子機器の持込みを正式化するという事で、今まで試行的にやっていたので、これを正式化するという事でよろしいんじゃないかと思えます。

○安保友博委員長 公明党、伊藤委員。

○伊藤妙子委員 公明党としましても、正式化するという事でいいと思います。逆に問題点は特に考えられないと思います。

○安保友博委員長 日本共産党、鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 電子機器の持込みを正式化するという事に対しては賛同いたします。

○安保友博委員長 新しい風・希望、菅原委員。

○菅原満委員 正式化ということで、持込みはよいということと、議事の妨げにならないように使用するという事で、議事に資するものというような形でよければと思います。

もともと試行的にというのは、委員会室が有線で記録となっていなかったことから、電波障害だとかいろいろなことがあったので、そういったようなことと、本会議場、委員会室のシステムの見直しもあるから、試行的に持ち込みましょうという経緯があって、現在は委員会室は有線になったので、特にこれからいろいろなデータとかも使うとか、パソコンだとかを使用する必要性も出てくるので、正式化ということには賛成します。

○安保友博委員長 国民民主党・日本維新の会、鎌田委員。

○鎌田泰春委員 正式化には賛成します。

○安保友博委員長 御意見をいただきました。

改革案に対して御意見をいただいた結果、全会一致により、この正式化については認めるということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決しました。

休憩します。（午前11時37分 休憩）

再開します。（午前11時47分 再開）

次に進みます。

項目2番、議員名簿の住所非公開化について。

提案会派から説明をお願いします。

国民民主党・日本維新の会、鎌田委員。

○鎌田泰春委員 議員名簿における住所公開義務なんですけれども、今、皆さんが議員名簿で住所を公開している状態になっていて、それを市民全員が閲覧できるようになっています。この問題点としては、例えば住所が公開されるとセキュリティーの問題で、例えば若い女性が出馬したいと思ったときに、そこがハードルになってしまったりする。そういうのをできる限り排除したいなという思いで、議員名簿における住所公開義務の規定を変更するというところになります。

当初、例えば和光市に住んでいるというのがあくまでも前提の市議会議員なので、住所を公開しなければいけないという制度にしなくても、そもそも和光市にちゃんと住んでいるということが分かる制度だと思うので、公開義務はなくてもいいんじゃないかなと思います。

以上です。御審議をお願いします。

○安保友博委員長 説明が終わりました。

提案内容に対して質疑があれば挙手願います。

〔「なし」という声あり〕

質疑がありませんので、各会派からの意見を伺います。

緑風会、吉田委員。

○吉田武司委員 議員名簿の住所非公開化について、今の意見を聞いてよく分かったんですけども、やはり住所を公開することによって、市民の皆さんが何か相談するときに、電話番号等があれば、そういうところで市民相談とかが来るかなというふうにも思っています。本人が公開する、公開しないということを選べるようにしたらいいかなと思います。

○安保友博委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 今回に関しては、義務化を変更するということになります。なので、みんな今、公開しなきゃいけない状況を公開したいとか、公開しなくてもいいというような規定にできればと思っています。だから、公開したい人は、例えば市民相談をしっかりと受けたいんだということであれば、自分の住所を公開していただいても問題ないという認識でいます。

○安保友博委員長 公明党、伊藤委員。

○伊藤妙子委員 こちらについては、今の鎌田委員と吉田委員の話を聞いた上で、自由ということでは賛成いたします。

○安保友博委員長 日本共産党、鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 日本共産党としましては、住所の公開の義務というのはちょっと引かかるなと思っていて、住所を全て載せるのではなくて、例えば新倉1丁目とか南1丁目とか、町名ぐらいまでで、全てを載せる必要はないんじゃないかなと。町名が分かれば、どこら辺に住んでいる方なのかは分かるので、そこら辺の規定がもしも緩和できるのであれば、全てを載せるのではなくて、何丁目の方なんだというのが分かるくらいにとどめてもいいのではないかと考えています。

○安保友博委員長 新しい風・希望、菅原委員。

○菅原満委員 今お話を伺って、市民の方からの相談を受ける場合、どこに行こうかということもあると。電話連絡は載せておくということ。あともう一つ、住所、居所については、何丁目まででよいのかなと、選択制で、全くブラックとブラックでないのとなると、またどうしてこの人は載せないのかとか、一応ここで基準は設けるけれども、やはりその辺、統一制もあったほうがよいのかなという気もしますので、何丁目までということになるのかなという気がいたします。

○鳥飼雅司副委員長 議事を委員長と交代します。

安保委員。

○安保友博委員 この住所の公開というのは、ちょっと難しい問題だなという認識を持っております。昨今の居住実態がなくて当選無効になったという話とかも、もともとどうやって知ったかという、公開されている住所に駆け込んだ市民がいて、実際にメーターが動いていないとか、そういうのがきっかけで発覚したとか、そういう可能性も実際あります。また、市民の代表として選ばれている議員なので、ある程度プライベートが公開される意味でも、それはある程度合理的なものだったのかなとは思っています。

ただ、近年、治安の状況だったりとか、今、鎌田委員の説明にもあったように、実際、若い女性の候補からすると、公開されるというのは相当ハードルが高い。例えば私のところですけども、小さい子供がいる家庭なんかでいうと、自分はいいいけれども、家族のことを考えるとちょっと嫌だなという感覚とかということもある。そういう意味では、何らか市民が本当に居住地であるのかとか、この議員は本当にここに住んでいるのかということを知りたいときに、知れる可能性というのはどこかに残しておかなきゃいけないのかなと思うんです。原則としては、やはりこの人はどこに住んで、どの辺の地域に住んでいて、どこの大学なんですよというのが分かるような意味合いとしても、結果としては、何人かの方もおっしゃっていましたが、町名まで、もしくは何丁目までという形でやるのもいいのかなと思います。

ほかの市議会の例なども調べてみたんですけども、ちゃんと載せている人と、本人の意向

により非公開と書いて運用しているところも実際あったので、やり方は議員本人に任せるということを最大限配慮しながら、ある程度の非公開部分を設けるということに対しては検討の余地はあるかなということで、どちらかという賛成側の立場でいきたいと思います。

○安保友博委員長 議事を副委員長と交代します。

オブザーバーの方からあればお願いしたいと思います。

小嶋副議長。

○小嶋智子副議長 1つ補足をさせていただきますと、やはり市民の方が相談しようと思ったときに、自分の近くで現状をよく分かってくれている人に相談したいなど考える方もいらっしゃるのですが、全部ではなくて、町名などとしていくことはとてもいいことで、相談しやすさの確保にもなるかと思えます。

○安保友博委員長 赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 やはり委員長がおっしゃったように女性の方もいるし、いろいろな方がいるので、住所の細かなところまでは載せないほうが私はいいと思う。

あとメールのことは議論したのでしょうか。メールを載せるとか、今回のあれではしなければ、メールアドレスと電話番号、そうしたら十分市民等の窓口が開くわけだから、何も支障はないはずです。そこで話が進んで住所を教えてくださいといったら、本人同士で住所を教えるなりしてください。私はその方法を希望します。

○安保友博委員長 萩原圭一委員外議員。

○萩原圭一委員外議員 私も下新倉とか丸山台とかまででいいと思います。

○安保友博委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 今、下新倉何丁目とかというところまでという話なんですけれども、いま一つ分からないんですが、そこまで出せば、そこに住んでいるというイメージが湧くということですか。

○安保友博委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 自分が下新倉何丁目まで残すべきなんじゃないかって、和光市の議員って、それぞれの地域から結構選ばれて、固まってどここの地域が多いというわけじゃないし、生活相談だったりいろいろな市民からの相談があったときに、議員って結構身近な存在、県議とか国会議員って遠いけど、市議会議員ってすごい近い。その中で例えばあそこの排水溝が詰まっちゃっているんだけど、何とかしてくださいというのって、地域の議員のところへ相談したりとかするので、そこら辺で何丁目ぐらいまで書いておけば、市民の方が、どここの議員に相談してみようかなという、ある意味一つの指標になるんじゃないかなと思って、自分は町名までは残したほうがいいんじゃないかという提案をさせていただきました。

○安保友博委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 今回、議員名簿の住所非公開化がテーマになっているんですけれども、あくまでも公開義務を変えてほしいというところになります。ですので、例えばさっきの議論で何

丁目までは残しておけるようにしたいとか、例えば完全にブラックにするのはどうなんだとか、そういった議論を、中身の部分ではなくて、あくまでも義務規定をなくすというか、そこに焦点を当てて進めてもらいたいなと思います。時間の部分も考えてですね。ここで可決できればと思っていますので、よろしくをお願いします。

○安保友博委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 この義務規定を緩和するということを提案してくれているから、それに対しては賛同します。

○安保友博委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 整理させていただくと、義務規定を外して、載せない人は載せないでもいいというふうにするかどうかという、それを今後決めていく。

○安保友博委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 載せることが義務になっているんです。それをどのように変えるかは、また追って一緒に考えたいと思うんですけども、今、取りあえず現状、義務になっているものを変えろということ。そこについて可決かどうかというのを話し合っただけであればと思います。次の議論にさせていただきます。

○安保友博委員長 そうすると、義務規定に関しては、皆様、掲載する方向で一致しているかと思うんですけども、具体的にどこまでそれを認めるのか、全く変えないのか、町名まで出してくださいという話にするのかについては、会派に持ち帰っていただいて話をさせていただいて、また次回以降決定できればと思いますので、そのようにしたいと思います。

それでは、時間になりましたので、本日の協議はこれまでにしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

本日の協議はこれで終了し、次回は、項目番号3番、研修会及び視察についてから順次、提案説明、質疑、協議を行いたいと思いますので、御検討のほどよろしくお願いします。

議会改革については以上となります。

次に、今後の議会運営委員会等の日程を確認します。

次回は、11月28日、火曜日、午前9時30分から、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、令和5年和光市議会12月定例会の会期日程等について、特定事件8、議長の諮問に関することについてとして、議会改革について、特定事件9、その他議会運営に関することについてとして、議会報告会の総括についてを予定しています。

以上で本日の議事は、全て終了しました。

その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、本日の記録及び会議の公開資料については、委員長に一任願います。

以上で議会運営委員会を閉会します。

午後 0時02分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 安 保 友 博